

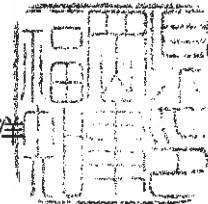


28医保第2287号

平成29年1月20日

福岡県国民健康保険運営協議会会長 殿

福岡県知事 小川 洋



諮詢書

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づく国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正により、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに、国民健康保険を運営していくことになります。

つきましては、平成30年度以降の本県の国民健康保険の運営に関する事項について、あらかじめ決定を行う必要がありますので、貴会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険事業費納付金の算定に関すること

2 福岡県国民健康保険運営方針の作成に関すること